



活動の輪 拡げて育てる 青少年

## 令和5年度 総会資料

日時 令和5年5月18日（木）午後7時

会場 生涯学習プラザ 1階講座室

川口市子ども会連絡協議会

## 川口市子ども会連絡協議会 目 標

1. 地域における研修・指導者育成・安全対策等に係わる諸活動の振興を図る。
2. 育成者研修の充実を図る。
3. ジュニアリーダー、青年リーダーの養成確保のための活動の推進を図る。
4. 埜子連・全子連の活動方針に呼応して川口市子連活動の振興を図る。

## 川口市子連 アピール

1. 明るく正しい根性のある子どもの育成と子ども会の輪を拡げよう。
2. クリーン作戦デー（毎月第1日曜日）の徹底を目指そう。
3. 安全教育の推進と事故のない活動を目指そう。

## 総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 国歌・市民歌斉唱
3. 会長あいさつ
4. 来賓祝辞
5. 議 事
  - (1) 令和4年度 事業報告 . . . P1
  - (2) 令和4年度 決算報告・監査報告 . . . P2
  - (3) 会則及び表彰規定の一部改正 . . . P3
  - (4) 令和5年度役員（案） . . . P4
  - (5) 令和5年度 事業計画（案） . . . P5
  - (6) 令和5年度 一般会計予算（案） . . . P6
  - (7) その他
7. 閉会のことば

◇青少年対策室	〒332-0031	青木2-1-1 川口市役所	258-1115
◇生涯学習プラザ	〒333-0845	上青木西1-2-25	253-1444
◇リリア	〒332-0015	川口3-1-1	258-2000
◇アートギャラリー・アトリア	〒332-0033	並木元町1-76	253-0222

## 令和 4 年度 事業 報告

年	月	日	事 業 名	会 場
4	5	8	全国子ども会安全共済会保険受付（中止）	（郵送、振込により実施）
		14	令和4年度「昭和館」見学会 （児童21名、引率者12名参加）	昭和館他
		19	令和4年度（第54回）川口市子連総会	生涯学習プラザ
	8	27	第42回たたら祭り ～28日	オートレース場
	9	11	第57回川口市小学生図画コンクール審査会 （応募総数：383名 入賞者総数：118名）	生涯学習プラザ
	10	9	第57回川口市小学生図画コンクール表彰式 （中止）	リリア・展示ホール
		22	図画コンクール入賞作品展（～23日まで） （中止）	アートギャラリー・アトリア
5	1	15	第26回川口市子ども会書道展審査会 （応募総数：599名 入賞者総数：117名）	生涯学習プラザ
		5	第38回彩の国21世紀郷土かるた川口市大会 （個人戦：12名 個人戦低学年：8名参加）	戸塚西公民館
	3	12	第26回川口市子ども会書道展表彰式 （市長賞、教育長賞、金賞、銀賞の39名参加）	リリア・展示ホール
		12	第41回彩の国21世紀郷土かるた県大会 （個人戦5名参加：優勝・5位に入賞）	上尾市 県立武道館

### ○定例会議（5月、8月、12月を除く毎月第3木曜日）

年	月	日	会 議 名	会 場
4	4	21	理 事 会	生涯学習プラザ
		6	拡 大 会 議	生涯学習プラザ
		7	理 事 会	生涯学習プラザ
		9	拡 大 会 議	生涯学習プラザ
		10	理 事 会	生涯学習プラザ
		11	拡 大 会 議	生涯学習プラザ
5	1	19	拡 大 会 議	生涯学習プラザ
		2	理 事 会	生涯学習プラザ
		3	拡 大 会 議	生涯学習プラザ

### ○常任理事会

毎月第1木曜日	市子連常任理事会	生涯学習プラザ
---------	----------	---------

5月は6日（金）、11月は4日（金）に実施。

## 令和4年度 一般会計収支決算報告書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

### ○収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較	備 考
前年度繰越金	1,150,955	1,150,955	0	前年度からの繰越金
会 費	594,000	585,000	△ 9,000	単位会費@4, 500×130単位
助 成 金	1,900,000	1,870,945	△ 29,055	青少年団体活動助成金、安全共済会活動奨励費
雑 収 入	11,045	65,014	53,969	研修参加費、預金利子等
収 入 合 計	3,656,000	3,671,914	15,914	

### ○支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較	備 考	
地区活動事業費	924,000	910,000	△ 14,000	地区活動事業費 130単位	
事業費	彩の国かるた	622,000	447,032	△ 174,968	大会用品、かるた購入
	書道展	440,000	416,168	△ 23,832	審査会、募集要項、賞品、参加賞等
	JL育成	300,000	403,381	103,381	研修会他
協賛事業費	100,000	147,403	47,403	凶画コン、たたら祭り協賛費	
研 修 費	240,000	180,000	△ 60,000	関東ブロック研修会	
広 報 費	10,000	13,862	3,862	ホームページ維持管理費	
会 議 費	60,000	41,798	△ 18,202	総会、会議諸費等	
諸 会 費	29,000	5,000	△ 24,000	関係団体諸費	
上部団体費	200,000	200,000	0	県子連会費等	
事務通信費	70,000	49,037	△ 20,963	事務用品、通信費	
報 償 費	100,000	99,457	△ 543	安全会担当、システム担当	
慶 弔 費	10,000	0	△ 10,000		
備 品 費	350,000	168,890	△ 181,110	パソコン、周辺機器等	
積 立 金	200,000	200,000	0	創立60周年記念事業積立金	
予 備 費	1,000	0	△ 1,000		
支 出 合 計	3,656,000	3,282,028	△ 373,972		
差 引 残 高		389,886			

上記のとおり、令和4年度一般会計収支決算報告をいたします。

なお、差引残高 389,886円は、次期一般会計へ繰り越しいたします。

令和5年 5月18日 会 長 宮 崎 清 人 ㊟

会 計 松 本 美 佐 子 ㊟ 高 橋 美 代 子 ㊟

会計監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和5年 4月20日 監査役 真 子 美津技 ㊟

同 松 田 英 樹 ㊟

令和4年度末 市子連創立60周年記念事業積立金現在額：900,000円

## 会則及び表彰規定の一部改正について

川口市子ども会連絡協議会会則及び表彰規定の一部を、次のとおり改正する。

令和 5 年 5 月 18 日提出

川口市子ども会連絡協議会長 宮 崎 清 人

### (改正内容)

1. 【名称及び事務所】 第 1 条の事務所の位置
2. 【地区】 第 5 条第 2 項ブロック制の廃止
3. 【役員の構成】 第 6 条第 3 項役員兼務の禁止の変更
4. 【役員の任務】 第 10 条 常任理事、選任副会長の廃止
5. 第 3 章 「理事会・拡大会議」を「定例会」に、「常任理事会」を「役員会」に
6. 表彰規定第 3 条、第 4 条、第 6 条の「理事会」を「役員会」、「定例会」に改める。

### (改正理由)

今年度以降の市子連活動に見合う内容とするために改正するもの。

### (会則案)

P 8～P 10 のとおり

### (表彰規定案)

P 11 のとおり

令和 5 年度 川口市子ども会連絡協議会役員（案）

（任期：2年）

役 職		氏 名	地 区
会 長		宮 崎 清 人	鳩 ケ 谷
顧 問		小野寺 秀 明	西 川 口
相 談 役		鈴 木 純 子	神 根
副 会 長		鈴 木 清	安 行 東
副 会 長		永 瀬 龍 夫	南 平
監 査 役		松 田 英 樹	上 青 木
監 査 役		白 鳥 紀 子	安 行
総務部	総 務 部 長	青 山 修	戸 塚
	副 部 長	芝 崎 実	戸 塚
事 業 部	事 業 部 長	田 實 俊 昭	戸 塚
	副 部 長	霜 越 政 美	幸 栄
	部 員	大 家 瞳	並 木
	部 員	豊 田 友 子	南 平
	部 員	黒 川 和 俊	南 平
	部 員	二 瓶 哲 郎	南 平
	部 員	諏 訪 美 紀	新 郷
	部 員	石 川 晶	鳩 ケ 谷
広報部	広 報 部 長	森 大 助	根 岸
	副 部 長	菅 原 大 輔	戸 塚
J L 部	J L 部 長	橋 本 充 正	戸 塚
	副 部 長	手 塚 信 賢	戸 塚
	部 員	高 橋 克 典	横 曽 根
	部 員	松 本 美 佐 子	南 平
	部 員	菅 原 大 輔	戸 塚
会 計		高 橋 美 代 子	横 曽 根
		永 瀬 正 弘	並 木
安 全 共 済 会 担 当		松 本 美 佐 子	南 平
		田 窪 道 子	安 行 東
事務局	事 務 局 長	佐 久 間 英 樹	鳩 ケ 谷
	事 務 局 員	真 子 美 津 枝	芝 南
理 事		当該地区から選出された方	

## 令和5年度 事業計画 (案)

年	月	日	事業名	会場
5	5	13	昭和館見学会	昭和館他
		14	全国子ども会安全共済会保険受付	生涯学習プラザ
		18	令和5年度(第55回)川口市子連総会	生涯学習プラザ
	6	4	第46回青少年まつり	キュポ・ラ広場
	7	29	第43回たたら祭り(～30日)	川口オートレース場
	9	17	第58回川口市小学生図画コンクール審査会	生涯学習プラザ
	10	8	第58回川口市小学生図画コンクール表彰式	リリア・展示ホール
		21	図画コンクール入賞作品展(22日まで)	アートギャラリー・アトリア
11		21世紀郷土かるた審判講習会(11月～12月)	各地区	
6	1	14	第27回川口市子ども会書道展審査会	生涯学習プラザ
	2	4	第39回彩の国21世紀郷土かるた川口市大会	戸塚西公民館
		10	第27回川口市子ども会書道展表彰式	リリア・展示ホール
	3	10	第42回彩の国21世紀郷土かるた県大会	日高市文化体育館

※日程及び会場については、変更される場合があります。

### ○定例会議(毎月第3木曜日)

年	月	日	会議名	会場
5	4	20	定例会議	生涯学習プラザ
	6	15	定例会議	生涯学習プラザ
	7	20	定例会議	生涯学習プラザ
	9	21	定例会議	生涯学習プラザ
	10	19	定例会議	生涯学習プラザ
	11	16	定例会議	生涯学習プラザ
6	1	18	定例会議	生涯学習プラザ
	2	15	定例会議	生涯学習プラザ
	3	21	定例会議	生涯学習プラザ

### ○役員会

毎月第1木曜日	市子連役員会	生涯学習プラザ
---------	--------	---------

5月は9日(火)、1月は5日(金)に行います。

### ○安全共済会保険追加受付

上記の定例会議及び役員会時に追加受付を行います。

## 令和5年度 一般会計予算 (案)

自 令和 5年 4月 1日  
至 令和 6年 3月31日

### ○収入の部 (単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	備 考
前年度 繰越金	389,886	1,150,955	△ 761,069	前年度からの繰越金
会 費	589,500	594,000	△ 4,500	単体会費@4500×131単位
助 成 金	1,637,500	1,900,000	△ 262,500	青少年団体活動助成金
雑 収 入	160,114	11,045	149,069	研修参加費、預金利子等
収 入 合 計	2,777,000	3,656,000	△ 879,000	

### ○支出の部 (単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	備 考	
地区活動事業費	917,000	924,000	△ 7,000	地区活動事業費（131単位）	
事業費	彩の国かるた	340,000	622,000	△ 282,000	川口市大会、県大会
	書 道 展	400,000	440,000	△ 40,000	書き初めコンクール
	J L 育 成	400,000	300,000	100,000	研修会参加費等
協賛事業費	50,000	100,000	△ 50,000	図画コン、青少年まつり、たたら祭り	
研 修 費	150,000	240,000	△ 90,000	県子連、関東ブロック	
広 報 費	13,000	10,000	3,000	ホームページ維持管理料等	
会 議 費	40,000	60,000	△ 20,000	総会、会議諸費等	
諸 会 費	5,000	29,000	△ 24,000	関係団体諸費	
上部団体費	200,000	200,000	0	県子連会費等	
事務通信費	50,000	70,000	△ 20,000	事務費、通信費	
報 償 費	100,000	100,000	0	安全会担当、システム担当謝礼金	
慶 弔 費	10,000	10,000	0	慶弔費	
備 品 費	100,000	350,000	△ 250,000	パソコン周辺機器等	
積 立 金	1,000	200,000	△ 199,000	創立60周年積立金	
予 備 費	1,000	1,000	0		
支 出 合 計	2,777,000	3,656,000	△ 879,000		

上記のとおり、提出いたします。

令和 5 年 5 月 1 8 日 会 長 宮 崎 清 人 ㊞

令和5年度末 市子連創立60周年記念事業積立金見込額：901,000円



## 令和5年度 川口市子連役員退任にかかる感謝状贈呈者名簿

### 【退任役員】

役 職	氏 名
研修部員	鈴 木 英 子
研修部長	金 子 加代子
事業部員	熊 木 政 夫

## 令和5年度 埼玉県子ども会連合会功労者表彰

### 【功労者】

氏 名	所 属 団 体 名
田 實 俊 昭	川 口 市 子 連

※令和5年5月21日（日） 於：埼玉県浦和合同庁舎別館

# 川口市子ども会連絡協議会 会則 (案)

## 第1章 総則

### 【名称及び事務所】

第1条 この会は「川口市子ども会連絡協議会」と称し、事務所を会長宅または、それに準ずるところに置く。

### 【組織】

第2条 この会は「加入登録」した川口市内の子ども会をもって組織する。

### 【目的】

第3条 この会は、市内の子ども会の連絡を密にして、子ども会活動を育成し、地域子ども会の福祉増進を図ることを目的とする。

### 【事業】

第4条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 子ども会の研究調査及び情報交換
2. 子ども会指導者の養成及び情報交換
3. 子ども会事業の実施及び奨励
4. 関係団体との連絡協調及び交歓
5. その他本会の目的達成に必要な事業

### 【地区】

第5条 この会の運営を円滑にするために、市内を地区に分ける。

地区：単位会は、この地区に所属しなければならない。

- 1) 中央
- 2) 幸栄
- 3) 西
- 4) 横曽根
- 5) 西川口
- 6) 並木
- 7) 南平
- 8) 領家
- 9) 朝日
- 10) 朝日東
- 11) 青木
- 12) 上青木
- 13) 前川
- 14) 前川南
- 15) 芝
- 16) 芝南
- 17) 芝西
- 18) 芝北
- 19) 芝富士
- 20) 根岸
- 21) 神根
- 22) 神根東
- 23) 神根西
- 24) 戸塚
- 25) 新郷
- 26) 新郷南
- 27) 安行
- 28) 安行東
- 29) 鳩ヶ谷

## 第2章 役員

### 【役員構成】

第6条 この会に、次の役員を置く。

1. 役職及び定数
  - 1) 会長 1名
  - 2) 顧問 1名
  - 3) 副会長 若干名
  - 4) 監査役 2名
  - 5) 総務部長 1名
  - 6) 事業部 若干名
  - 7) 研修部 若干名
  - 8) 広報部 若干名
  - 9) J L部 若干名
  - 10) 会計 2名
  - 11) 事務局 若干名

2. 役員制限

役員資格：単位会又は地区役員経験者でなければならない。

3. 役員兼務の禁止

第6条第1項の役職において、会長・顧問・監査役は、同一者が兼務することはできない。

### 【理事】

第7条 理事は、当該地区の選出とし、定数を1名以上とする。

## 【単位会役員】

第8条 単位会役員は、当該単位会の選出とし、定数は定めない。

## 【相談役・名誉会長】

第9条 この会に、相談役・名誉会長を置くことが出来る。

## 【役員の仕事】

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1) 会長 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- 2) 顧問 顧問は、川口市小学生図画コンクール実行委員会の要請があった時、同委員会の会長の任にあたる。
- 3) 副会長 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4) 監査役 監査役は、会計業務を監査する。
- 5) 総務部長 総務部長は、会計及び事務局を統括する。
- 6) 事業部 事業部は、この会の目的達成のための事業について、理事とともにこれにあたる。1名を事業部長とする。
- 7) 研修部 研修部は、この会の目的達成のための事項について研究し、必要な研修事業を行う。1名を研修部長とする。
- 8) 広報部 広報部は、この会の目的達成のためのあらゆる事業内容等について、ホームページ等を活用して広く周知する。
- 9) J L部 J L部は、ジュニアリーダーの養成及び育成を行う。1名をJ L部長とする。
- 10) 会計 会計は、会計業務を処理する。
- 11) 事務局 事務局は、会長及び総務部長の指示を受け、事務を処理する。1名を事務局長とする。
- 12) 理事 理事は、地区を代表しこの会の業務を執行する。
- 13) 単位会役員 単位会役員は、理事とともにこの会の業務を執行する。

## 【役員の任期】

第11条 役員の任期は次の通りとする。

1. 理事、単位会役員を除く役員の任期は2年とし、再任は妨げない。又、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 理事、単位会役員の任期は、当該地区、単位会の定めるところとする。

## 【役員の選出】

第12条 役員の選出は次の通りとする。

1. 理事、単位会役員を除く役員は、役員会で選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事の選出は、当該地区が行い、役員会の承認を受ける。地区からの選出が無いときは、役員会で選出し、理事会の承認を受ける。
3. 単位会役員の選出は、当該単位会の定めるところとする。
4. 相談役、名誉会長の選出は、会長が行い役員会を経て、総会の承認を受ける。

## 第3章 会議

### 【総会】

第13条 総会は、この会の役員全員で構成する決議機関である。

1. 通常年1回、会長が招集し開催する。必要な時は役員会に諮って臨時に開催することができる。
2. 議決は、出席者の過半数をもって成立する。可否同数であるときは、議長の決するところに従う。
3. 議長は会長が指名し、出席者の議決を得て任務にあたる。

#### **【定例会】**

第14条 定例会は、この会の役員全員で構成する執行機関である。

1. 通常月1回、会長が招集し開催する。

#### **【役員会】**

第15条 役員会は、単体会役員を除く役員で構成し、定例会への提案事項を検討する。

#### 第4章 会計

##### **【収入】**

第16条 この会の経費は、会費、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

##### **【会計年度】**

第17条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

##### **【会計監査】**

第18条 会計担当者は、総務部長の監査要請があったとき常にこれを受けなければならない。

第19条 総会に提出する監査は、会長、総務部長、監査役、会計担当者により行い、役員会に報告する。

※付則1 昭和44年3月5日から施行する。

一部改正 昭和52年6月11日，昭和60年6月20日，昭和61年6月10日，平成3年6月13日

” 平成7年6月13日，平成9年6月19日，平成11年6月17日，平成18年6月15日

” 平成19年6月21日，平成24年4月1日，平成27年6月21日，平成29年6月15日

” 令和元年6月20日，**令和5年5月18日**

## 川口市子ども会連絡協議会 表彰規定（案）

### 第1条 【目 的】

子ども並びに子ども会活動助成にあたっている指導者、育成者及び組織に対して、その業績を表彰し、今後における子ども会活動の振興をはかる。

### 第2条 【被表彰団体及び被表彰者】

表彰対象は、次の通りとする。

- 1) 団体表彰 単位子ども会とし、おおむね5年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。
- 2) 個人表彰 指導者、育成者として、おおむね5年以上にわたり継続して、子ども会活動の指導又は育成に従事し、その業績が顕著であるもの。

### 第3条 【推薦者及び推薦方法】

被表彰団体及び被表彰者の推薦は、次のいずれかによる。

- 1) 地区代表者は、所属の単位団体長による申請を検討し、これを推薦する。
- 2) 役員会で推薦し、会長が適当と認めたもの。

### 第4条 【選 考】

定例会における選考委員会で行い、選考結果を被表彰団体及び被表彰者に通知する。

### 第5条 【表 彰】

表彰の時期は、原則として毎年1回とし、総会の席上で行う。

又、被表彰団体及び被表彰者には、表彰状並びに記念品を贈呈する。

### 第6条 【その他の顕彰等】

本表彰規定に基づかない顕彰並びに感謝状の贈呈を行う場合は、その都度、定例会における選考委員会を経て決定する。

※付則 本規定は、昭和51年6月26日 より施行する。  
昭和55年6月11日 一部改正  
昭和57年6月17日 一部改正  
平成7年6月15日 一部改正  
令和5年5月18日 一部改正

# 事故第一報と共済金請求の手続き

## 事故第一報（4/1～）

共済対象の事故が発生した場合は、最初に事故第一報を提出することになります。

### 【受付方法】

FAXまたは郵送（会議日に直接持参でも可） ←事故発生から3週間以内とする

### 【提出書類】

・事故第一報報告書（〈共済様式〉20）…………… p.9-10 参照

### 【注意点】

加入受付前(4/1～5/13)の事故についても、発生後速やかに事故第一報を提出して下さい。ただし5/14の初回受付では、被害者が入会すること、事故が発生した行事が年間計画に記載されていることが必須となります。忘れずに届け出て下さい。

後の共済金請求手続きでは、事故が発生した行事のタイムスケジュールや案内チラシが必要となりますので、用意できるよう準備しておいて下さい。

※死亡または後遺障害の可能性のある事故の場合、第一報の提出とともに別途ご相談下さい。

## 共済金請求（医療） ※事故第一報が提出されていない場合は、共済金の請求はできません。

### 【請求権の発生】

傷害・疾病が治癒した時、または事故発生から180日経過した時、のいずれか早い時

### 【提出するもの】 ※請求権の発生後、速やかに提出すること

①医療共済金請求書（〈共済様式〉21）…………… p.11-12 参照

②個人情報の取扱いについての同意書（〈共済様式〉22）…………… p.13-14 参照

【掛かった医療機関の数だけ必要。例えば救急搬送先と通院先が違ければ2ヶ所分必要となる】

③医療費の領収書または診療明細書の写し（医療機関が発行）

【A4用紙に収まるようコピーする。A4片面で複数ページ可とする】

④加入者名簿の写し（〈共済様式〉03 または〈共済様式〉04）

【被害者名が記載されている加入者名簿の写し。提出済みの写しに限る】

⑤年間行事計画書の写し（〈共済様式〉05）

【事故が発生した行事が記載されている年間行事計画書の写し。提出済みの写しに限る】

⑥往復の経路図（様式自由、A4サイズ）

【往復途中の事故の場合に提出。コピーや手書きの地図に経路と現場がわかるよう記入する】

### 【提出方法】

郵送または直接持参 ※直接持参の場合は、追加加入の受付日時に従います。

## 【書類提出 および お問い合わせ先】

年間行事計画書（内容更新）・変更届・事故第一報・共済金請求書 の提出先となります。

**FAX 050-3737-8811**  
（川口市子ども会連絡協議会専用）

※ご連絡はFAX・メール・郵送でお願いします。  
担当者への直接の電話連絡には、  
速やかに対応できない場合があります。

川口市子ども会連絡協議会  
**安全共済会担当者 宛**

# 全国子ども会安全共済会の手続き概要

令和 5 年 5 月

事 項	様 式	方 法	連 絡 先
1. 追加加入申し込み			<b>【安全共済会担当】</b> 松 本 美佐子  <b>【受 付】</b> 第1木曜日・第3木曜日：生涯学習プラザ （会議終了時まで）
①加入申込書	<共済様式>03	毎月第1・第3 木曜日の役員会 及び定例会	
②加入者名簿2	<共済様式>04		
③安全会費	1人あたり 120円（4～9月） 110円（10月～）		
2. 事故発生時		事故発生から 3週間以内に FAX または郵送	第1木曜日・第3木曜日：生涯学習プラザ （会議終了時まで）
①事故第一報	<共済様式>20		
3. 共済金請求申請			
①共済金請求書	<共済様式>21	毎月第1・第3 木曜日の役員会 及び定例会  または郵送	（松 本 美佐子）  〒332-0011  川口市元郷2-4-8-503  携 帯：090-6506-5213
②同意書	<共済様式>22		
③医療費の領収書 または 診療明細書(※)の写し ※保険点数が記載のもの	A4用紙に収まる ようコピーする。 片面のみ使用、 複数ページ可。		
④加入申込書の写し	<共済様式>03		
⑤年間計画 または 行事届 （追加・変更）の写し	<共済様式>05		
⑥往復の経路図 ※往復途中の事故の場合	地図に経路と現場 （A4様式自由）		
4. 追加・変更の事業届		FAX または コピーを郵送	（専用FAX番号）   : 050-3737-8811
①行事届（追加・変更）	（手引きに掲載）		
5. その他問い合わせ	・事 務 局：佐久間 英 樹 携帯：090-8777-9488		

川口市子ども会連絡協議会

一般社団法人 埼玉県子ども会連合会スローガン

楽しい有意義な子ども会をつくろう。  
学び、実践する指導者・育成者になろう。  
子ども会活動の安全と活性化を図ろう。

埼玉県子ども会ジュニアリーダー・スローガン

燃えよう 太陽のように！  
ひろげよう 活動の輪を！  
つなげよう 友情の輪を！

一般社団法人 埼玉県子ども会連合会

〒330-0074 さいたま市北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館内  
TEL. 048-822-8621 FAX. 048-833-2820

君が代

君が代は  
千代に八千代に  
さざれ石の  
巖となりて  
苔のむすまで

川口市民歌

作詞 作曲 團伊玖磨  
サトウハチロー

朝にひぐれに 幼きあの日  
キユウポラかぞえて 君と僕  
機械の響きに はずんだ胸の  
リズムはいまでも 生きている  
君よこの日も 語りたまえ  
たのしく未来を たのしく未来を  
あふれる あふれる 幸せを…